

青森県報

第十九百一十三号 平成十三年九月十九日(水曜日)

日 次

告

示

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年九月十九日

青森県知事 木村守男

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ○家畜伝染病の発生…………… | (畜産課) …一 |
| ○保安林の指定解除予定…………… | (林政課) …一 |
| ○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………… | (経理課) …二 |
| ○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… | (三戸地方農林水務所) …二 |

公 告

- 青森県林業改良指導員資格試験の合格者……………

(林政課) …二

公安委員会

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく聽聞……………

(生活安全企画課) …三

正 誤

- 平成十三年九月三日定例公告中……………

(経営振興課) …三

ヨーネ病	牛	家畜の種類	患畜の種類	患畜の疑似	頭数	又は発生の場所	発生の区域	年月日生
一	一	牛	患畜	患畜	一	上北郡天間林村大字天間館	上北郡天間林村大字天間館	平成三・八・二〇
九	二	上北郡東北町字ガス平一〇	上北郡東北町字ガス平一〇	上北郡東北町字ガス平一〇	二	上北郡天間林村大字天間館	上北郡天間林村大字天間館	平成三・八・二
二	一	上北郡東北町字ガス平一〇	上北郡東北町字ガス平一〇	上北郡東北町字ガス平一〇	一	上北郡天間林村大字天間館	上北郡天間林村大字天間館	平成三・八・二

青森県告示第五百十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十三年九月十九日

青森県知事 木村守男

解除予定保安林の所在場所

西津軽郡岩崎村大字松神字松神山一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

三 保安林を解除しようとする理由

青森県告示第五百十四号

道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び岩崎村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年九月十九日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び名称

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一五二の一四

有限会社神書店

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一五二の一四

2 変更後の売りさばき場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田一九の一三三

青森県林業改良指導員資格試験の合格者
公 告

青森県林業改良指導員資格試験の合格者

平成十三年度青森県林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりであるので、
青森県林業改良指導員資格試験に関する条例（昭和三十二年十一月青森県条例第五十
五号）第七条の規定により公表する。

平成十三年九月十九日

青森県知事 木村守男

八七六五四三二一	受験番号
矢沢阿角後渋斎	東海林
本田部谷藤谷藤	
智秋泰千惠子	市正政
之信誠	夫義守美

平成十三年九月十九日

青森県知事 木村守男

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第四十一条第二項の規定に基づき、平成十三年九月二十五日午後一時から青森市新町二丁目三番一号青森県警察本部聴聞室において聴聞を行うから公示する。

平成十三年九月十九日

青森県公安委員会告示第五十号

公安委員会

三〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九

山神浅開坂小館今白中工山長谷羽佐杉佐々秋太黒相山
 崎利米本桐口戸南藤田賀藤本木藤田田瀧馬本
 高英・健納雅純康和麻満敬文克祐文晶晴裕貴
 之一若司美人平雄春隆絵泰春弘彦悦介宏貢子彦樹一

正誤

経営振興課

第平成二十九年六月三号	発行年月日
公 告	区 分
四	ペ ー ジ
下	段
五	行
午前十時	誤
午前九時	正

青森県宮城郡利府町青山二丁目三八番地七 マニッシュヨン大橋一〇三	住 所
同 右	職業（種別） 派遣型フルスチ
田 中 裕 二	氏 名 安倍功

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一